

年 月 日

様

与論町長

㊟

児童発達支援センターほのぼの利用料免除可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました児童発達支援センターほのぼの利用料免除について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

利用料免除の 可 否	可 ・ 否
免除される 利用料の内容	
利用児童名	
免除期間	年 月 日 から 年 月 日まで
免除できない場合の理由	

備考 この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に与論町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、与論町長を被告として（訴訟において与論町を代表する者は町長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。